

令和7年4月21日 分「告示と公告に関するページ」掲載一覧表

種別	番号	件名
告示	85	小規模貯水槽水道の管理の検査に係る指定機関の廃止について
告示	86	指定納付受託者の指定について（証明手数料等）



海老名市告示第 85 号

海老名市小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成24年海老名市条例第41号)第14条第2項の規定による検査を行う下記の者から指定機関廃止の届出があったので告示する。

令和7年4月21日

海老名市長 内 野



記

登録番号	事業所の名称	小規模貯水槽水道の管理の 検査を行う事業所の所在地	小規模貯水槽水道の 管理の検査を行う区域
5	一般社団法人日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町10-6	海老名市内



海老名市告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の規定による指定納付受託者の指定について、海老名市予算決算会計規則（平成 10 年規則第 21 号）第 63 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 7 年 4 月 21 日

海老名市長 内 野



1 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地
株式会社 テラオカ 代表取締役 高橋 直樹	東京都台東区今戸 1 - 1 8 - 1 4

2 指定をした日

令和 7 年 4 月 1 日

3 指定納付受託者に納付させる歳入等

（1）海老名市手数料条例（昭和 40 年条例第 6 号）第 2 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 1 1 号及び 1 2 号に定める手数料

（2）海老名市市税条例（平成 2 9 年条例第 2 5 条）第 4 5 条第 8 項、第 4 6 条第 6 項及び第 1 0 項に定める手数料

（3）海老名市自動車の臨時運行許可に関する規則（昭和 4 6 年規則第 1 5 号）第 7 条に定める手数料

4 指定納付受託者に歳入等を納付させる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで